三一　動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令　三〇　130　六
**○国土交通省**
五九　ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則の一部を改正する省令　九　一
六〇　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令　二〇　119　五
六一　公営住宅法施行規則の一部を改正する省令　二四　124　三六
六二　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令　二七　126　二一
**○防　衛　省**
六　防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令　一七　117　三九


## 規　則


**○公正取引委員会**
三　公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則　三一　131　二八
**○個人情報保護委員会**
三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整備に関する規則　二七　126　二五
**○原子力規制委員会**
三　核燃料物質の使用等に関する規則等の一部を改正する規則　三〇　130　七


## 訓　令


**○内　閣　府**
一二　内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令　一七　117　三九


## 告　示


**○内閣府、厚生労働省**
三　厚生労働省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置の一部を改正する件　三一　131　二九
**○国家公安委員会**
二二　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件　八　特32　一
二三　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第七条第一項の規定に基づき公告国際テロリストの指定を取り消す件　一〇　特33　一
**○個人情報保護委員会**
二　特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件　二七　126　二八
三　特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の一部を改正する告示　二七　126　三二
四　特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示　二七　126　四五
**○個人情報保護委員会、経済産業省**
三　信用分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件　一七　117　四一
**○金　融　庁**
四九　電子情報処理組織による申請等に関する告示の一部を改正する件　一七　二
五〇　内閣府が関係行政機関として所管する金融関連法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示の一部を改正する件　一七　二
五一　銀行法施行令第五条の二第二項第二号に規定する金融機関等を定める件の一部を改正する件　一七　117　四二
五二　信用金庫法施行令第八条の三第二号等の規定に基づき、引当金及び剰余金等を定める件の一部を改正する件　一七　117　四二
五三　協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第二項第七号等に規定する機械等を定める件の一部を改正する件　一七　117　四三
五四　信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部を改正する件　一七　117　四三
五五　信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部を改正する件　一七　117　四三
五六　信用金庫法第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号の規定に基づく信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件の一部を改正する件　一七　117　四四
五七　中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第二号の規定に基づく信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件の一部を改正する件　一七　117　四五
五八　信用金庫法施行規則第五十条第一項第三号及び第五十三条第一項第二号の規定に基づく信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる信用金庫法第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を定める件の一部を改正する件　一七　117　四五
五九　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　二一　一
六〇　電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件　二七　三
六一　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　三〇　一
**○金融庁、法務省**
二　社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件の一部を改正する件　一〇　112　一